政策 2　健康で安全・安心に暮らせるまち

施策 1

防災・危機管理体制を整え、災害・武力攻撃等に備える

前期基本計画での取組状況

水防法の改正や近年の災害、感染症対策等から得られた教訓を反映し、令和４（2022）年３月に熊谷市地域防災計画を改訂しました。

防災行政無線はデジタル化を完了し、子局の増設による難聴エリアの解消を行うとともに、単身高齢者等の安否確認体制を確立するため、避難行動要支援者台帳を更新しました。

また、地域防災力を高める自主防災組織の結成や活動を支援し、組織率は世帯数の７割、防災訓練回数は多い年で年間延べ 200 回以上に及ぶなど、活発な活動が行われました。

道路冠水や住宅への浸水被害を軽減するため、準用河川新星川をはじめとする河川や排水路、下水道雨水管渠等の整備を進め、浸水防除に一定の成果を挙げました。

準用河川新星川では用地買収や工事を進め、水路のうち約 4.2km を整備しました。

現状

市では、計画的な備蓄や自主防災組織の育成・支援のほか、関係機関との支援協定の締結や防災訓練を実施しています。

また、近年多発している局地的集中豪雨により、これまでにない規模の浸水被害が発生しているため、浸水被害の常襲地である大原・箱田地区の浸水被害軽減対策を継続的に行っています。このほか、一級河川の整備推進や準用河川新星川の改修及び排水路等の整備、下水道雨水管渠等の整備を計画的に進めています。

課題

災害発生時の被害を最小限にするためには、公助として、民間事業者等の協力のもと、帰宅困難者や要配慮者への対応、受援（応援の受入）体制の整備など、実効性のある応急、復旧の体制づくりが不可欠であることに加え、地域の防災力の要である自助、共助の取組を支援、強化することが必要です。

また、国民保護に関し、緊急対処事態等に備えた関係機関との連携も課題です。

本市は、利根川と荒川の二大一級河川のほか、県管理の一級河川７本、準用河川２本を有しているため、河川改修や浸水被害軽減対策等が必要です。

都市化に伴う雨水流出量の増加や局地的集中豪雨等が原因とされる水害に対しては、河川、下水道、排水路及び排水機場等を一連の雨水排水システムとして捉えた総合的な浸水対策が必要です。

基本方針

自助・共助・公助がいずれも欠けずに総合的に機能するために、公助としては、「地域防災計画」の継続的な見直しや庁内体制整備、計画的な備蓄や訓練を実施し、同時に、自助・共助の意識を醸成する取組を行うことで、市域全体の災害対応能力を堅固にし、災害から市民の生命と財産を守るとともに、治水対策を推進することにより、水害をはじめとした災害から市民の生命と財産を守ります。

また、「国民保護に関する熊谷市計画」に基づき、武力攻撃や緊急事態への初動体制を整え、被害の拡大を防止します。

さらに、市民の生命を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができるよう備えます。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
防災行政無線（固定系）の受信所数	243か所	260か所	261か所（令和５年３月）	270か所（270か所）
防災メールの登録者数	14,370人	25,500人	21,004人（令和４年10月）	25,500人（32,500人）
自主防災組織率	70.7%	76.0%	79.5%（令和４年10月）	85.0%（80.0%）
自主防災組織訓練実施数	211回	250回	71回（令和３年度）	260回（260回）

施策の体系

防災・危機管理体制を整え、災害・武力攻撃等に備える

1　防災・危機管理体制の充実を図る
2　地域性を考慮した災害対策を進める
3　治水対策を推進する

単位施策１ 防災・危機管理体制の充実を図る

単位施策の概要

防災や国民保護、国土強靱化に関する本市の計画を適宜更新し、通信手段の確保、資機材や食料品等の備蓄に努めます。

また、大規模自然災害や武力攻撃、大規模テロの発生に備え、国、県、関係機関と連携し、万全の体制を整備します。

主な取組

・災害時通信手段の確保
・災害用資機材の充実と非常食や生活用品の備蓄
・避難施設における人的資源の配備や訓練



〔避難所「物資輸送・受入」訓練〕


〔防災行政無線子局スピーカー〕

単位施策２ 地域性を考慮した災害対策を進める

単位施策の概要

自主防災組織の結成や活動の支援、防災リーダーの養成に努め、災害に備える自助・共助を強化・向上させます。また、各家庭でのマイ・タイムラインの作成を支援し、自助の力を高めます。

主な取組

・自助の強化に向けた広報、支援
・自主防災組織への支援
・避難行動要支援者名簿の整備


〔自主防災組織リーダー研修会〕


〔マイ・タイムライン作成の支援〕

単位施策３　治水対策を推進する

単位施策の概要

洪水氾濫を未然に防ぐため、国・県と連携し一級河川の整備を推進するとともに、市街地で発生する都市型水害の軽減を図るため、準用河川新星川の改修、湛水地域の水路及び下水道雨水管渠等の整備を推進します。

主な取組

・準用河川新星川の改修
・排水路等の整備
・下水道雨水管渠等の整備



〔準用河川新星川改修工事〕



〔排水機場ポンプ設備〕

施策 2

防犯体制を整え、犯罪を抑制する

前期基本計画での取組状況

市民の安全・安心を守るため、警察から提供を受けた犯罪情報等について、防災行政無線や熊谷市メール配信サービス「メルくま」を用いて、正確かつ迅速に伝えるよう努めました。

さらに、青色防犯パトロール車による巡回パトロールの実施、防犯パトロールアドバイザーによる防犯講座の開催や自主防犯組織等の活動を支援するなど、防犯意識の向上や防犯活動に対する支援を行っています。

また、犯罪発生の抑止効果が高いとされる街頭防犯カメラの設置を平成 29（2017）年度から本格的に進め、ＪＲ熊谷駅や籠原駅周辺など市街地を中心に令和３（2021）年度までに 117 台を設置しました。

空き家対策として、平成 30（2018）年３月に策定した「熊谷市空家等対策計画」に基づき、空家等対策の推進に関する特別措置法に定める空き家等の所有者等に対して適切な管理が行われるよう情報提供を行ったほか、相談会の開催や除却・利活用に対する補助などの取組を行いました。また、特定空き家等のうち、４件について行政代執行等により除却しました。

現状

犯罪認知件数は、平成 30（2018）年の 1,457 件から令和元（2019）年には 1,585 件と微増となりましたが、令和３（2021）年には 1,008 件まで減少しています。犯罪認知件数の減少要因として、新型コロナウイルス感染症の影響によることも考えられますが、今後も犯罪が増加しないよう犯罪を起こさせにくい防犯対策や地域の環境づくりを行うことが大切です。

一方、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害は、平成 30（2018）年の 34 件、約 8,942 万円から令和３（2021）年の 19 件、約 5,648 万円と減少していますが、発生や防止の広報を積極的に行うものの、手口がより巧妙化することなどにより、65 歳以上の方を中心に被害がなくならない状況です。

また、市管理の防犯灯のＬＥＤ化率は令和元（2019）年度に 100%に、自治会等管理の防犯灯も令和３（2021）年度に約 99%となり、ＬＥＤ化をほぼ達成しています。

空き家対策では、平成 30（2018）年住宅・土地統計調査（総務省統計局）における市内空き家件数は 5,090 戸で、平成 25（2013）年調査と比較すると微減しましたが、市内住宅総数は増加していることから、今後も新たな空き家が発生していくことが考えられます。

課題

安全・安心に暮らせるまちづくりのため、自治会等によるＬＥＤ防犯灯の設置を支援するとともに、必要箇所にＬＥＤ防犯灯の設置を推進していく必要があります。

また、犯罪を抑止するため、市民一人一人が防犯に対する意識を高めるとともに、自主防犯活動団体、市及び警察の３者が協力して地域の安全を守ることが必要です。

危険な空き家については、引き続き、所有者等に対して適切な管理を求めるとともに、空き家問題に関係する各種施策や相談窓口等の周知を図るなど、対策を講じていく必要があります。

基本方針

警察、市民、関係団体との連携を図り、犯罪情報の迅速な提供や防犯講座等の実施とともに、地域ぐるみの防犯活動を支援し、防犯意識の向上と犯罪の起こりにくい環境づくりを推進します。

また、良好なまちづくりに資するため、空き家等対策を推進します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
「メルくま」防犯・交通安全情報登録者数	15,221人	16,600人	23,021人（令和４年10月）	25,000人（17,850人）
犯罪認知件数	1,695件	（現状値から）100件減少	1,008件（令和3年1~12月）	（現状値から）50件減少（（現状値から）200件減少）
補助制度活用による空き家解消件数（年間）	－	－	15件（令和３年度）	20件

施策の体系

防犯体制を整え、犯罪を抑制する
- 1　防犯意識の向上を図る
- 2　地域防犯活動を支援し、防犯環境を整備する
- 3　総合的かつ計画的な空き家等対策を推進する

単位施策１　防犯意識の向上を図る

単位施策の概要

防犯講座等を開催するほか、犯罪情報の住民提供等に関する協定に基づき、防災行政無線放送や「メルくま」による注意喚起により、防犯意識の向上を図ります。

主な取組

・防災行政無線放送や「メルくま」による注意喚起
・青色防犯パトロール車による巡回パトロール
・防犯パトロールアドバイザーの派遣や防犯講座の開催



〔防犯講座〕

・防犯や「メルくま」登録に関するチラシの作成、啓発品の配布
・通行の妨げとなる立木の改善指導（通知）
・ブロック塀撤去・生け垣設置の補助

単位施策２　地域防犯活動を支援し、防犯環境を整備する

単位施策の概要

自主防犯組織の拡充や活動を支援し、犯罪の起こりにくい環境を整備します。

主な取組

・防犯パトロール用品の貸与
・青色防犯パトロール車の維持管理の支援
・自治会等に対する防犯灯及び防犯カメラの設置及び維持管理の支援
・街頭防犯カメラの設置



〔青色防犯パトロール車〕

単位施策３　総合的かつ計画的な空き家等対策を推進する

単位施策の概要

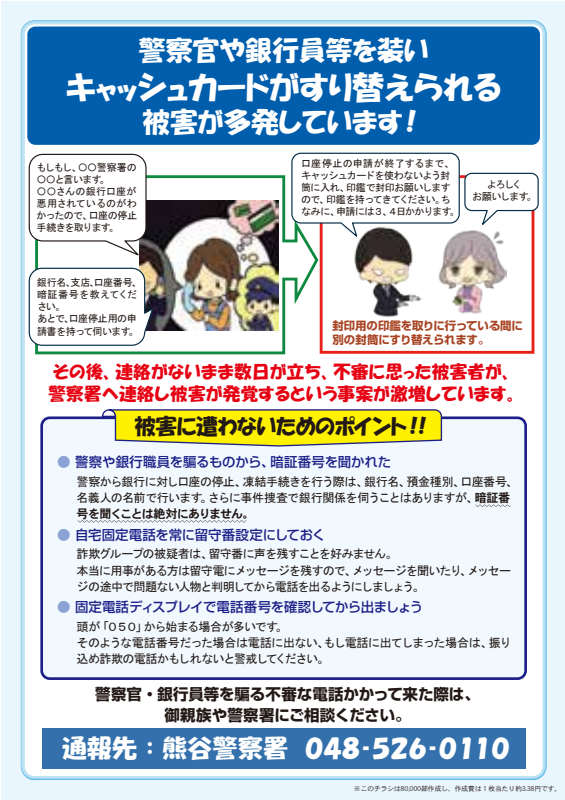
関係法令等に基づく対応を行うとともに、各種施策の周知や関連機関等との連携を図るなど、総合的かつ計画的な空き家等対策を推進します。

主な取組

・空き家等除却の推進
・空き家等利活用の促進
・埼玉県北部地域空き家バンク制度の周知・利用促進
・マイホーム借上げ制度の周知・利用促進
・その他、空き家等対策事業の周知・推進



〔メルくま　防犯チラシ：表面〕



〔メルくま　防犯チラシ：裏面〕



〔空き家等対策事業　啓発チラシ〕

施策 3

消費者被害を防止する

前期基本計画での取組状況

熊谷市消費生活センターでは、消費生活相談員二人の複数体制で契約等のトラブルの相談に当たり、問題解決に向けたアドバイス、専門機関の紹介、あっせんによる解決支援等を行いました。

市報、ホームページ、各種イベントや消費生活講座などを通じて消費生活相談窓口の周知を図るとともに、年代に応じた啓発パンフレットの配布、各種啓発品をイベント等で配布するなどして消費者被害防止対策の周知に努めました。

令和２（2020）年２月に熊谷市消費者安全確保推進会議を設置し、消費生活上特に配慮を要する消費者の被害の早期発見、防止及び再発防止のための取組強化を図り、さらに、県の多重債務対策協議会で協議や情報交換を行うとともに、多重債務者相談強化キャンペーンとして広報活動や無料相談会を実施しました。

現状

スマートフォンやＳＮＳの普及などにより、消費者の利便性が高まった反面、契約内容が複雑化し、消費者被害の回復のための対応も高度で複雑になっています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で在宅機会が増えたため、あらゆる世代の相談が増加しています。一方で、イベントや消費生活講座は開催が困難となり、啓発の機会も減少しています。加えて、多様化、複雑化した相談内容に対応するための相談員の研修参加機会も制限されている状況です。

令和４（2022）年４月から、成年年齢が引き下げられたことで、社会経験の少ない若年層の消費者被害拡大が懸念されています。

課題

消費者被害がなくならない要因のうち、消費生活に関する知識不足、相談窓口である熊谷市消費生活センター等の認知度不足等に対し、広報や啓発活動等の取組を根気よく続けていく必要があります。

高齢者、障害者、若年者等の消費生活上特に配慮を要する消費者の相談が増加しており、見守り体制の強化をはじめ、関係機関との連携による消費者被害の防止対策が求められています。

相談を受ける消費生活相談員に対しても、最新の情報による継続した研修体制を確保していく必要があります。



〔消費生活講座〕



〔消費啓発リーフレット〕

基本方針

消費者被害を受けやすい高齢者をはじめとした市民の消費者被害防止のため、広報、啓発活動、消費生活講座を実施するとともに、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
消費生活相談件数	674件	710件	799件（令和３年度）	750件（750件）
消費生活講座参加者数	1,167人	1,000人	48人（令和３年度）	1,000人（1,000人）

施策の体系

消費者被害を防止する ―― 1　消費者被害を防止する

単位施策１　消費者被害を防止する

単位施策の概要

専門の知識を有する消費生活相談員による相談業務を行うとともに、広報、啓発活動、消費生活講座の開設や講師の派遣により、消費生活に関する知識の普及に努めます。

主な取組

- 消費生活相談の充実
- 消費生活相談員の研修機会確保
- 消費生活の広報、啓発活動
- 消費者被害情報の提供
- 消費生活講座の周知



〔消費者被害防止啓発活動〕



〔消費生活相談〕

施策 4

交通安全を推進する

前期基本計画での取組状況

交通安全を推進するため、警察、交通安全協会等と連携した交通安全の教室や街頭啓発、フェアを開催し、交通安全教育や意識啓発、自転車マナーの啓発等を行いました。

また、道路管理者と連携し、危険箇所のある通学路の歩道整備を進め、側溝の蓋掛けや道路拡幅工事、路面表示、注意看板の設置等の安全対策を講じました。

さらに、年 200 回程度の立哨指導や自転車撤去に取り組んだ結果、駅周辺で通行の妨げとなっていた放置自転車の状況が改善しました。

現状

交通人身事故の発生件数は、平成 28（2016）年の 952 件から、令和元（2019）年 730 件、令和 2（2020）年 557 件と減少傾向にあり、令和 3（2021）年には 457 件まで減少しました。

なお、死亡事故件数（死者数）は横ばいで、また、交通事故死者のうち高齢者の割合が高くなっています。

課題

交通人身事故の発生件数の減少には、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活様式の変化が少なからず影響を及ぼしたと考えられますが、新型コロナウイルス感染症の発生動向にかかわらず、今後も増加に転じることのないように一層の交通安全意識の普及が必要です。

高齢者の交通事故防止のためには、交通マナーの啓発による高齢者自身の交通安全意識の向上のほか、他の世代に対しても高齢者に配慮した通行を心がけるよう、各世代に対する交通安全教育を推進する必要があります。



〔交通安全教室〕



〔冬の交通事故防止運動〕

基本方針

安全・安心な都市を目指し、警察や交通関係団体と連携しながら、交通安全意識の向上と正しい交通マナーの普及・浸透に努めます。

また、引き続き危険箇所のある通学路の歩道整備を重点的に進め、側溝の蓋掛け等、地域の実情に対応し、交通事故防止を図ります。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
交通人身事故発生件数	952件	（現状値から）100件減少	457件（令和３年）（暦年）	（現状値から）50件減少（（現状値から）200件減少）

施策の体系

交通安全を推進する ―― 1　交通安全対策を進める

単位施策１　交通安全対策を進める

単位施策の概要

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの普及・浸透を図ります。

また、通学路等は、歩道整備を含めた道路拡幅改良工事を行い、ソフトとハード両面から交通事故の減少・防止に努めます。

主な取組

・交通安全教育の充実
・交通安全意識の向上
・自転車運転マナーの普及・浸透
・自転車駐車場の利用促進、自転車の放置防止指導
・運転免許証を自主返納した高齢者等への支援
・ゾーン30プラスの整備、通学路の交通安全対策の推進

施策 5

健康づくりを推進する

前期基本計画での取組状況

市民の健康づくりを推進するため、埼玉県コバトン健康マイレージへの参加を促進するとともに、市独自のポイントを付与し、抽選で賞品を贈呈するなど、市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組める環境づくりが進みました。

がん検診については、受診券の個別通知対象者の拡大や 40 歳及び 50 歳の未受診者への受診再勧奨によって、勧奨した年代の受診率が向上しました。また、胃がん検診及び肺がん検診について、二次読影のデジタル化を進めることによって、検診の精度が向上しました。

特定健康診査については、ＡＩによる対象者の行動分析を基にした未受診者勧奨通知の送付を令和元（2019）年度に開始したところ、受診率が実施前年比で 2.5%の向上となりました。

また、新型コロナウイルス感染症への対策として、感染防止対策の発信、ワクチン接種により感染拡大防止に努めるとともに、自宅療養者が安心して療養できるよう生活支援等を行いました。

平成 30（2018）年 10 月から１歳６か月児健康診査、令和３（2021）年 10 月から３歳児健康診査の実施方法を集団健診から市内医療機関での個別健診に変更したことにより、保護者が希望する医療機関で健診を受けられるようになりました。

現状

本市の死因別死亡者数の第１位はがんとなっており、特に 60 歳代になるとがんによる死亡者数が急激に増加しています。また、生活習慣病を早期発見するための特定健康診査の受診率は県内でも低い状況となっています。

さらに、熊谷保健センター、熊谷市社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等が連携して自殺対策を推進していますが、自殺者数は増加傾向が続いています。

本市では、成人保健は熊谷保健センターが、また、母子保健は母子健康センターがそれぞれ担当し、市民や母子の健康づくりを進めています。

課題

団塊世代が後期高齢者（75 歳以上）となり、さらに医療・介護費が増大することが見込まれる 2025 年問題を控え、市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組む環境構築を推進し、特定健康診査等の受診率の向上や健康診査等の重要性の周知が必要です。

あわせて、がんの早期発見・早期治療に向け、がん検診の受診率向上が必要です。

また、自殺対策を関係団体と連携して進め、自殺死亡率を低下させることが必要です。

乳幼児健康診査は、疾病の早期発見のみではなく、子どもが健やかに成長するための養育状況の確認や、保護者への育児支援を提供する場として役割強化が求められています。また、利用者の生活環境や家庭環境に応じたきめ細かなサポート体制を実現するた

めに、熊谷保健センター、妻沼保健センター及び母子健康センターで行っていた保健業務を統合・再編することが必要です。

基本方針

市民の主体的な健康づくりを支援するとともに、社会全体で市民一人一人の健康を支えることによって、誰もが健康で自立した生活を長く続けられる環境づくりを推進します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
健康であると思っている市民の割合	74.0%	80.0%	69.3%（令和４年８月）	80.0%（80.0%）
特定健康診査の受診率	31.5%	60.0%	33.8%（令和３年度）	60.0%（60.0%）
健康づくり関連事業の参加者数	33,546人	37,000人	18,422人（令和４年３月）	40,000人（40,000人）
県内の熱中症救急搬送者数における市の割合	2.7%	2.5%	3.7%（令和４年10月）	2.3%（2.3%）
乳幼児健康診査の受診率	－	－	88.5%（令和４年３月）	97.0%

施策の体系

健康づくりを推進する
- 1　健康づくり体制を充実させる
- 2　保健事業を推進する
- 3　感染症対策を推進する

単位施策１ 健康づくり体制を充実させる

単位施策の概要

市民一人一人が、健康で自立した生活を長く続けられるよう、主体的に健康づくりに取り組む環境づくりを推進します。

主な取組

・健康教育の推進
・健康相談の充実
・こころの健康づくりの充実
（自殺対策の強化）
・熊谷市子育て支援・保健拠点施設の整備
・成人保健及び母子保健業務の統合



〔からだ見直し講座（別府公民館）〕

単位施策２ 保健事業を推進する

単位施策の概要

生活習慣病の予防、がんの早期発見など、疾病の発生を予防するとともに、妊産婦へのきめ細かい支援を行い、乳幼児の健やかな成長を見守る取組を強化します。

主な取組

・特定健康診査、がん検診等の受診率の向上及び相談の充実
・妊産婦・乳幼児健康診査及び相談の充実
・熱中症予防に関する取組の推進





〔冷却ミスト〕

単位施策３　感染症対策を推進する

単位施策の概要

感染症のまん延を防止するため、感染症に関する情報を迅速に収集するとともに、関係機関と連携しつつ、感染症防止対策や予防接種に関する情報を正しく発信し、市民一人一人が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

主な取組

・感染症防止に向けた情報発信の充実
・予防接種の体制確保・充実



〔ワクチン接種〕



〔まちなかオアシス〕

施策 6

医療体制を充実させる

前期基本計画での取組状況

軽症患者に救急医療を提供する一次救急においては、休日・夜間急患診療所の適正な運営により、市内の初期救急医療体制を維持しました。

また、24時間体制で救急患者を受け入れる二次救急では、熊谷市第二次救急病院群輪番制病院及び太田地区輪番制病院、熊谷・深谷、児玉地区小児救急医療支援事業参加病院への支援を、また、一次救急や二次救急では対応できない重症・重篤患者に対応する三次救急では、深谷赤十字病院への支援を行うことにより、本市の医療体制の強化を図りました。

特に、病院運営上、救急部門に占める経費の負担が大きい熊谷市第二次救急病院群輪番制病院に対しては、更なる支援を実施しました。

現状

休日・夜間急患診療所（昭和53（1978）年3月築造）により、初期救急医療の体制は確保されている一方で、施設の老朽化が進んでいます。

二次救急医療は、熊谷・深谷地区が連携し、９病院による輪番制、妻沼地区に対応して太田地区６病院による輪番制を実施しています。

小児救急医療は、熊谷市、深谷市、本庄市等、県北４市４町で広域的連携による輪番制を実施するとともに、医師派遣を受けて実施している病院に対し、支援を行っています。

一方、分娩を取り扱う産科は市内に２医療機関のみとなり、また、周産期医療に対応できる病院は医療圏内では、深谷赤十字病院のみとなっています。

課題

周産期医療の体制を整備し、妊産婦が安心して子どもを生み育てることができる医療環境の強化を進めるとともに、初期救急医療体制を維持するため、老朽化した休日・夜間急患診療所を建て替える必要があります。

基本方針

県・関係医療機関、各市町等と協力・連携し、適切な救急医療が受けられる体制の確保・充実を図ります。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値 （令和５年３月）	現状値 〔基準値〕	後期めざそう値 （前期基本計画でのめざそう値10年後）
休日・夜間急患診療所の診療日数	365日	365日	365日 （令和４年４月）	365日 （365日）
救急医療輪番制の病院数 （熊谷・深谷地区）	９病院	９病院	９病院 （令和４年４月）	９病院 （９病院）
小児救急医療輪番制病院の診療日数 （熊谷・深谷、児玉地区）	365日	365日	365日 （令和４年４月）	365日 （365日）

施策の体系

医療体制を充実させる ―― 1　救急医療の確保と充実を図る

単位施策１　救急医療の確保と充実を図る

単位施策の概要

市民が安心して暮らせるよう、一次救急を充実するとともに、二次救急及び三次救急については北部医療圏の市町と連携し、救急医療体制の確保・充実を図ります。

主な取組

・休日・夜間急患診療所の運営
・熊谷市子育て支援・保健拠点施設の整備（再掲）
・熊谷市第二次救急病院群輪番制病院への支援
・熊谷・深谷、児玉地区小児救急医療支援事業に参加する病院への支援
・小児救急医療医師派遣への支援
・救急医療施設の充実支援
・周産期医療の充実

施策 7

消防力を強化する

前期基本計画での取組状況

火災予防対策では、立入検査を通じて重大な消防法令違反が判明した防火対象物の関係者に対し、違反を通知し改善を求めるとともに、一定期間内に是正の意思が認められない場合には消防法令違反として市のホームページに公表し、平成 30（2018）年度以降、８件の改善につながりました。また、住宅用火災警報器は、条例に適合した設置率※向上を目指し様々な方法で広報活動に取り組み、令和４（2022）年の条例適合率は約 69%と、平成 29（2017）年と比較して約 10 ポイント向上しました。

こうした取組の結果、令和４（2022）年における火災件数は 49 件と、平成 29（2017）年に比べ 20 件の減少となりました。

消防体制では、複雑多様化する災害への対応力の向上を図るため、各種緊急車両の更新や耐震性防火水槽等の消防水利の設置などを計画的に整備するとともに、常備消防と消防団が連携し延べ 19 回の演習訓練を実施しました。

救急体制では、救急資器材の充実を図るとともに、拡大処置認定救急救命士※を新たに 21 人養成しました。あわせて、救命講習の受講機会を拡充することにより、応急手当ができる市民を 15,689 人育成しました。

また、救助体制の強化を図るため、専門的かつ高度な教育を受けた隊員と高度救助資機材を有する高度救助隊が令和元（2019）年７月に発足しました。



〔高度救助隊発足式〕


〔熊谷市・行田市消防指令センター〕

※条例に適合した設置率　寝室として使用している部屋、階段（2 階以上に寝室がある場合）に煙式の住宅用火災警報器が設置されていること。

※拡大処置認定救急救命士　拡大処置（心肺機能停止前静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖投与）について認定された救急救命士のこと。

現状

火災予防の推進のため、違反対象物の関係者に是正指導を継続していますが、改善までに時間を要しています。また、住宅用火災警報器の設置について、更なる条例適合率向上を目指し、様々な広報を実施しています。

令和４（2022）年の救急出動件数は 10,658 件で、過去最多となりました。今後、高齢化や新たな感染症等による救急出動件数の更なる増加が見込まれることから、救急需要対策に取り組む必要があります。

また、消防団員数は年々減少傾向にあり、528 人の条例定数に対し 475 人（令和４（2022）年４月１日現在）で充足率は約 90%となっています。

課題

火災予防体制を強化するため、重大な消防法令違反対象物の関係者への重点的な指導や、住宅用火災警報器を条例に適合した場所に設置するための普及啓発を継続的に実施する必要があります。

荒川南部地区の２庁舎は築 50 年を経過し老朽化が進行しており、災害時の活動拠点としての機能が十分に発揮できるとは言えない状況です。また、消防体制を維持し向上するために、緊急車両や高機能消防指令システムの定期的な更新が必要です。

さらに、計画的な新規職員の採用と住民サービス向上などの観点から女性職員の充実が不可欠であるとともに、地域防災力の充実強化を図るため、消防団への加入を促進し、団員の減少に歯止めをかけることも喫緊の課題となっています。

基本方針

あらゆる災害に適切かつ迅速に対応し、市民の生命、身体及び財産を守るため、消防体制の充実と消防団との連携により消防力を強化します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
住宅火災による死者数	０人	０人	０人（令和４年末）	０人（０人）
応急手当実施率（バイスタンダー CPR※）※救急現場に居合わせた人による心肺蘇生法	38.8%	60.0%	51.0%（令和４年末）	60.0%（60.0%）

施策の体系

消防力を強化する
- 1　火災予防対策を推進する
- 2　消防体制の充実を図る
- 3　救急・救助体制の充実を図る

単位施策１ 火災予防対策を推進する

単位施策の概要

防火対象物等への積極的な立入検査により、防火管理体制の充実を図るとともに、消防法令違反への是正指導に取り組みます。

また、火災予防行事等あらゆる機会を捉え、住宅用火災警報器の条例に適合した設置率の向上を推進します。

主な取組

・立入検査の強化及び消防法令違反対象物の是正
・火災予防啓発事業の推進
・住宅用火災警報器の普及・啓発



〔住宅用火災警報器取付けお助けサービス〕

単位施策２ 消防体制の充実を図る

単位施策の概要

消防庁舎の整備及び人員、消防車両の適切な配備を図ります。

また、消防車両等の更新や消防水利の設置を計画的に行い、複雑多様化する各種災害への備えと消防力の強化を推進します。

さらに、消防団員の確保と消防団活動の活性化を図ります。

主な取組

・荒川南部地区の消防庁舎の整備
・消防ポンプ車等の装備、資機材の充実
・消防団員の加入促進、常備消防と消防団の連携強化
・消防水利の設置



〔各種消防車両〕

単位施策３　救急・救助体制の充実を図る

単位施策の概要

増加する救急出動に対応して、救急資器材の充実、救急車適正利用の広報、拡大処置認定救急救命士の養成及び市民対象の救命講習会実施により、救急搬送者の救命率向上や後遺症の軽減等を図ります。

また、大規模災害を含め、複雑多様化するあらゆる災害に備えて、救助資機材の充実強化を図り、救助隊員を養成します。

主な取組

・救急車の適正利用の推進
・拡大処置認定救急救命士の養成
・救命講習会の実施
・救助隊員の養成
・救急資器材、救助資機材の充実



〔普通救命講習〕



〔消防音楽隊による消防広報（定期演奏会）〕